

南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引

目次

1 一般的事項

- (1) 対策計画及び南海トラフ地震防災規程
- (2) 計画等の作成義務者
- (3) 計画等の作成指導機関及び提出先
- (4) 計画等の作成期限
- (5) 計画等を変更した場合の措置
- (6) 作成すべき計画等
- (7) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係
- (8) 南海トラフ地震防災規程の形式
- (9) 提出書類の種類、部数等

2 計画等に定めるべき事項

3 計画等の作成の前提条件

4 対策計画（南海トラフ地震防災規程）の作成要領

- (1) 防災体制の確立
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 避難
- (4) 訓練
- (5) 教育及び広報

別紙1 作成義務者の一覧表

別紙2 対策計画の基本となるべき事項

参考 対策計画届出書類等の様式

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第2条
第1～3項関係)

1 一般的事項

(1) 対策計画及び南海トラフ地震防災規程

ア 南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいうものである。

イ 南海トラフ地震防災規程とは、法第8条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。

(2) 計画等の作成義務者

指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内において、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（以下「政令」という。）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除く。）が、対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。

(3) 計画等の作成指導機関及び提出先

計画等の作成指導は、それぞれの計画等の受理機関が行うものである。

計画等の提出先は、次のとおりである。

ア 対策計画の場合、都府県知事

イ 南海トラフ地震防災規程の場合、関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者（別紙1参照）

(4) 計画等の作成期限

計画等の作成期限は、次のとおりである。

ア 当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営することとなる者

期限：施設又は事業の開業前（法第7条第1項）

イ 推進地域の指定の際、当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している者

期限：当該指定のあった日から6ヶ月以内（法第7条第2項）

(5) 計画等を変更した場合の措置

計画等を変更した者が、施設の拡大、事業内容の変更等により当該計画等を変更する必要が生じた場合の手続は次のとおりである。

ア 対策計画の場合、遅滞無く届け出ること（法第7条第6項）。

イ 南海トラフ地震防災規程の場合は、それぞれの法令の規定による手続によること。

(6) 作成すべき計画等

(2)に掲げる作成義務者は、対策計画又は南海トラフ地震防災規程のいずれかを作成するもので(別紙1参照)、対策計画と南海トラフ地震防災規程を重複して作成する必要はないものである。

ア 対策計画は、イに該当しない者で、法の適用を受ける施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

イ 南海トラフ地震防災規程は、関係法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。なお、今般の法改正により東海地震防災応急計画は、南海トラフ地震防災規程の適用を受けることとなった。

(7) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係

ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、南海トラフ地震防災規程を定める必要がある。

この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないように、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。

イ 消防法第8条第1項の規定の適用をうける複合用途防火対象物に係る南海トラフ地震防災規程は、権原者ごとのもの(消防法施行規則第3条第6項)及び建物全体に関するもの(消防法施行規則第4条第4項)の両方を作成する必要がある。

(8) 南海トラフ地震防災規程の形式

南海トラフ地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは南海トラフ地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(9) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画の場合

届出

(ア) 別記様式第1の届出書	1部	}	都府県知事へ提出
(イ) 計画書(正本)	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

写しの送付

(ア) 別記様式第2の送付書	1部	}	市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

イ 南海トラフ地震防災規程の場合

届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等	それぞれの法令で定める部数	}	それぞれの法令で定める 提出先へ提出
(イ) 計画書	それぞれの法令で定める部数		
(ウ) 添付書類	それぞれの法令で定める部数		

写しの送付

(ア) 別記様式第3の送付書	1部	} 市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

2 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、①南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、②南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、③地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされているが、法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定められている。これを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると別紙2のとおりとなる。

計画等を作成する場合は、震災予防対策及び地震時の災害応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

なお、南海トラフ地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているので、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

関係自治体においては、地域の実情が適切に反映された実効性のある計画となるよう、関係機関と協力し対策計画等の作成指導にあたること。

3 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、施設又は事業所が所在する地域について、都府県が作成している科学的に想定し得る最大規模の地震・津波による津波浸水想定（浸水域、浸水深、到達時間等）を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、これまでの地震・津波対策の延長では十分な対応が困難となる場合があることも考慮し、検討する必要がある。

なお、計画等の作成にあたっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 施設又は事業所が所在する地域における津波の浸水想定では、津波の浸水深は30センチメートル以上であるが、浸水深が30センチメートル以上に達すると、津波に巻き込まれた人は避難行動がとれない（動けない）状況となること。
- (2) 津波の到達時間が極めて短い地域が存在し、素早い避難の確保が重要であること。
- (3) 広範囲にわたり強い揺れ（震度6弱以上）が想定されているが、震度6弱とは、耐震性の低い住宅では倒壊するものがあり、耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある揺れ方であり、また、多くの人が立っていることができない程度の揺れ方であること。

4 対策計画（南海トラフ地震防災規程）の作成要領

(1) 防災体制の確立

営業者及び従業員の職務分担並びに指揮命令系統について定めること。

(2) 情報の収集・伝達

営業者又は従業員の地震発生直後の対応として、施設内の顧客、観客又は宿泊者等（以下「顧客等」という。）及び全従業員に対し、地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。

(3) 避難

ア 避難場所及び避難経路を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する避難場所等への避難誘導方法等について定めること。

なお、避難場所・避難経路の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行うこと。

イ 顧客等の避難誘導後における営業者及び従業員の避難場所への避難について定めること。

ウ 顧客等の避難誘導に関し、従業員は速やかに配置につくよう定めること。

(4) 訓練

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への従業員の参加について定めること。

なお、訓練に際しては、避難経路が通行不能の場合等様々な状況を想定した実効性のある訓練に努めること。

イ ビルの地階又は上層階にあり直接地上への出口をもたない施設にあつては、訓練の内容として建物からの避難についても定めること。

(5) 教育及び広報

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する地震防災に関する教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への従業員の参加について定めること。

なお、教育及び広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

(ア) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(イ) 地震及び津波に関する一般的な知識

(ウ) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(エ) 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

(オ) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(カ) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

イ 顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は従業員が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。

なお、広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

(ア) 南海トラフ地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(イ) 正確な情報入手の方法

(ウ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(エ) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(オ) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

別紙 1 作成義務者の一覧表

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「政令」という。）第3条第1号に規定する施設	1 項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場（30 人） ロ 公会堂又は集会場（30 人） 2 項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類（30 人） ロ 遊技場又はダンスホール（30 人） ハ 性風俗関連特殊営業（30 人） ニ カラオケボックス類（30 人） イ 待合、料理店類（30 人） ロ 飲食店（30 人） 4 項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場（30 人） 5 項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類（30 人） 6 項 イ 病院、診療所又は助産所（30 人） 8 項 図書館、博物館、美術館類（50 人） 9 項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類（30 人） ロ イ以外の公衆浴場（50 人） 1 0 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（50 人） 1 1 項 神社、寺院、教会類（50 人） 1 3 項 イ 自動車庫又は駐車場（50 人） 1 5 項 前各項に該当しない事業場（50 人） 1 6 項の 2 地下街（30 人） 1 7 項 文化財建築物（50 人） 【消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項】	消防法第 8 条第 1 項に規定する消防計画	消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）又は消防署長	1 部（1 部）	届出書又は送付書に添付する書類
	1 6 項の 3 準地下街（建築物の地階で不特定多数が出入りするもの） 次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの （その一部が消防法施行令第 1 条の 1 項から 4 項、5 項イ、6 項イ、8 項から 11 項、13 項イ又は 15 項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が 30 人以上のもの） 【消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項】	対策計画	知事	1 部（1 部）	同 上
政令第 3 条第 2 号に規定する施設	（1 項から 4 項、5 項イ、6 項イ、9 項イの施設で収容人員 30 人以上のもの及び 8 項 9 項ロ、10 項、11 項、13 項イ、15 項の施設で収容人員 50 人以上のもの） 消防法第 8 条第 1 項に規定する消防計画 （8 項、9 項ロ、10 項、11 項、13 項イ、15 項の施設で収容人員が 30 人以上 50 人未満のもの） 対策計画		消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）又は消防署長	1 部（1 部）	同 上
			知事	1 部（1 部）	同 上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第3号に規定する施設	予防規定を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱い所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	市町村長（都府県知事又は総務大臣）	2部（1部） ※危険物の規制に関する規則第62条第2項	同上
政令第3条第4号に規定する施設	火薬類の製造所（経済産業大臣の許可） 【火薬類取締法第3条】	火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程	経済産業大臣又は知事	1部（1部）	同上
政令第3条第5号に規定する施設	高圧ガスを製造する事業所（不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く） （都道府県知事の許可） 【高圧ガス保安法第5条第1項】	高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程	知事	1部（1部）	同上
政令第3条第6号に規定する施設	当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては20トン以上、劇物にあっては200トン以上の施設 【毒物及び劇物取締法第2条】	対策計画	知事	1部（1部）	同上
政令第3条第7号に規定する施設	核燃料物質等の製錬施設(43条)、原子炉施設(43条、43条の3の5)、使用済燃料貯蔵施設(43条の4)、再処理施設(44条)、使用施設等(53条) 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条他】	対策計画	知事	1部（1部）	同上
政令第3条第8号に規定する施設	第一種事業所及び第二種事業所（石油コンビナート等特別防災区域に所在し、相当量の石油等を取り扱う事業所） 【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】	石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程	市町村長（知事）	1部（1部）	同上
政令第3条第9号に規定する事業	第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業者 （指定公共機関以外の鉄道事業者が対象） 【鉄道事業法第2条第1項】	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の実施基準	地方運輸局長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	索道事業（他人の需要に応じ索道による旅客事業。貨物の運送は除く。） 【鉄道事業法第2条第5項】	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条の細則	地方運輸局長	1部（1部）	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第10号に規定する事業	軌道を敷設して運輸事業を経営する者 【軌道法第3条】	軌道運転規則第4条第1項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に關して定められた細則	地方運輸局長	1部（1部）	同 上
政令第3条第11号に規定する事業	一般旅客定期航路事業 【海上運送法第2条第5項】	（一般旅客定期航路事業） 海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の1第9第1項の 運航管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、航路図及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	旅客不定期航路事業 【海上運送法第21条第1項】	（旅客不定期航路事業） 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の運航管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部（1部）	同 上
政令第3条第12号に規定する事業	一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス） 【道路運送法第3条第1号イ】	運行管理規程 （旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項）	—	—（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、運行系統図及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第13号に規定する施設	学校（小中高大学校、高専、盲・聾・養護学校、幼稚園等 1条） 専修学校（82条の2） 各種学校（83条） 【学校教育法第1条、第82条の2、第83条】	（収容人員50人（盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園にあっては30人）以上のもの）消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長）又は消防署長	1部（1部）	当該施設の位置を明らかにした図面
		（収容人員50人（盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園にあっては30人）未満のもの）対策計画	知事	1部（1部）	同 上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第14号に規定する施設	児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター） 【児童福祉法第7条】 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設） 【身体障害者福祉法第5条第1項】 保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設） 【生活保護法第38条第1項】 婦人保護施設 【売春防止法第36条】 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター） 【老人福祉法第5条の3】 有料老人ホーム（常時10人以上の入所） 【老人福祉法第29条】 介護老人保健施設 【介護保険法第8条第27項】 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 【障害者総合支援法第5条第1項、12項、26項、27項】	（社会福祉施設等のうち収容人員10人、30人または50人以上のもの） 消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長）又は消防署長	1部（1部）	同上
政令第3条第15号に規定する施設	鉱山 【鉱山保安法第2条第2項】	対策計画	知事	1部（1部）	同上
政令第3条第16号に規定する施設	貯木場 【港湾法第2条第5項第8号】	対策計画	知事	1部（1部）	同上
政令第3条第17号に規定する施設	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。）（動物園）	対策計画	知事	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第18号に規定する施設	地方道路公社管理道路 一般自動車道	【道路法第2条第1項】 【道路運送法第2条第8項】	知事	1部（1部）	同上
政令第3条第19号に規定する施設	基幹放送事業 基幹放送局提供事業	【放送法第2条第2号】 【放送法第118条第1項】	知事	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第20号に規定する施設	ガス事業（一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業） 【ガス事業法第2条第10項】	（一般ガス事業） ガス事業法第30条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣	1部（1部）	同上
		（簡易ガス事業） ガス事業法第37条の7第3項において準用する同法第30条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
		（ガス導管事業） ガス事業法第37条の8において準用する同法第30条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
		（大口ガス事業） ガス事業法第37条の10において準用する同法第30条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
政令第3条第21号に規定する事業及び施設	水道事業（水道事業（2項）、水道用水供給事業（4項）、専用水道（6項）） 【水道法第3条】	対策計画	知事	1部（1部）	事業にあたって当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面 施設にあっては当該施設の位置を明らかにした図面
政令第3条第22号に規定する事業	電気事業（一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業） 【電気事業法第2条第1項第9号】	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣又は産業保安監督部長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び南海トラフ地震防災規程の写しを送付した市町村名を明らかにした書面

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第23号に規定する事業	石油パイプライン事業 【石油パイプライン事業法第2条第3項】	石油パイプライン事業法第27条 第1項に規定する保安規定	経済産業大臣、国土交通大臣及び 総務大臣	1部（1部）	同上
政令第3条第24号に規定する施設	前各号以外の工場等で、勤務者が1,000人以上の工場等（工場、作業所、 事業場）	消防法第8条第1項に規定する消 防計画	消防長（市町村長）又は消防署長	1部（1部）	当該施設の位置を明らかにした図 面

別紙２ 対策計画の基本となるべき事項

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
第２節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第１ 各計画において共通して定めるべき事項 １ 津波に関する情報の伝達等 ２ 避難対策 ３ 応急対策の実施要員の確保等	各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法 避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等 円滑な避難のために必要な安全確保対策 具体的な要員の確保 必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において、当該組織の内容等	通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。 津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときの的確な避難のためのものであること。 安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。 避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。 避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。 １に定める伝達方法及び伝達手段の実態並びに所要要員の不時の欠員に備えた代替要員。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項	応急的保安措置の実施等にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。 当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。
3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 (1) 津波警報等の旅客等への伝達	旅客等に対し、津波警報等を伝達する方法。 旅客等に対し、地震・津波に関する情報を伝達する方法（この場合発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する具体的な伝達方法）	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
(2) 電気事業 (3) ガス事業 (4) 通信	津波からの円滑な避難確保のため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施 津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うため、電力供給の確保のためにとるべき措置 災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するための方策 津波からの円滑な避難確保のため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施 電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とるべき措置 災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
(5) 放送 6 その他の施設又は事業関係 (1) 鉾山 (2) 貯木場	発災後も円滑に放送を継続し、津波情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容 構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法及び伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容 平常時及び地震発生時の貯木に対する具体的な流出防止措置	津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努める。 津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。 各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。 地震発生時の防止措置においては、津波が到達するまでの時間を考慮して、作業員の避難等の安全措置に配慮する。 特に、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 (敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る)	当該事業の用に供する敷地に出入する観客に対する津波警報等の伝達方法及び観客の避難誘導等 のとるべき具体的措置 危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的 保安に関する具体的措置	
(4) 工場等で勤務人員が千人以上のもの	当該工場に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための具体的措置	
第3節 防災訓練に関する事項	各計画主体は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等	他の計画主体と共同して訓練を行うこと。 地域住民等の協力及びその参加を得ること。 防災関係機関の実施する防災訓練に努めて参加すること。 国、指定公共機関、地方公共団体との連携を図ることに努めること。 逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	各計画主体は、その従業員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法 顧客等に対する広報の実施方法及びその内容	この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。 (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (2) 地震及び津波に関する一般的な知識 (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (4) 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割 (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要がある課題 この広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。 (1) 地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (2) 正確な情報入手の方法 (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (4) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

別記様式第一（第 2 条第 1 項関係）

南海トラフ地震防災対策計画届出書				
年 月 日				
殿				
住所		〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		
氏名		〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕 印		
南海トラフ地震防災対策計画を ^{作成} _{変更} したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 6 項の規定により届け出ます。				
施設又は事業の名称		(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第 3 条第 号該当)		
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要				
連絡先	住所			
	担当の名称		電話番号	

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第二（第 2 条第 2 項関係）

南海トラフ地震防災対策計画送付書				
年 月 日				
殿				
住所		〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		
氏名		〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕		
南海トラフ地震防災対策計画を ^{作成} _{変更} したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 6 項の規定により届け出ます。				
施設又は事業の名称		(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第 3 条第 号該当)		
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要				
連絡先	住所			
	担当の名称		電話番号	

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第三（第 2 条第 3 項関係）

南海トラフ地震防災規程送付書				
年 月 日				
殿				
住所		〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		
氏名		〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕		
南海トラフ地震防災規程を ^{作成} _{変更} したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。				
施設又は事業の名称		(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 1 項第 号該当)		
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要				
連絡先	住所			
	担当の名称		電話番号	

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。